

## 海外ECサイト「埼玉県特設コーナー」出品企業募集 Q & A

### 1 埼玉県特設コーナーについて

**Q 1-1 :** 令和3年度の開設サイトはShopee（シンガポール）だけですか。

**A 1-1 :** Shopee（シンガポール）だけです。

**Q 1-2 :** なぜ、シンガポールなのですか。

**A 1-2 :** シンガポールは東南アジア屈指の消費とGDPが高く、ASEANのなかでもスマートフォンやインターネットの普及率の高さから国内全体における越境EC比率が高い国であること、また、日本並みに物流網が整備されていること、多様な人種によりテストマーケティングに適していることなどから初めて越境ECに取り組むには適しているからです。

**Q 1-3 :** なぜ、巨大マーケットである中国ではないのですか。

**A 1-3 :** 中国は埼玉県産の食品に輸入規制があること。有名な2つの巨大ECであるアリババ、京東は、出展料が高額であることなどです。

**Q 1-4 :** なぜ、Shopeeなのですか。

**A 1-4 :** Shopeeは、アプリダウンロード数、SNSフォロワー数、売上規模やオーダー数等においてアジアナンバーワンまで登りつめた東南アジア最大級を誇るECサイトであるからです。

**Q 1-5 :** 「埼玉県特設コーナー」とはどんなものですか。

**A 1-5 :** 海外ECサイトShopeeに県内製品（食品や工芸品・雑貨品など）を出品し、海外消費者へのPR・消費の促進と、中小企業における海外進出への大きな後押しにつなげるものです。

**Q 1-6 :** 埼玉県特設コーナー販売期間終了後、引き続き販売したい場合はどうすれば良いですか。

**A 1-6 :** 販売掲載期間終了後は閉鎖され、在庫商品は返品いたしまが、Shopeeへの出品手続きを各社で行っていただくことで、新たに販売することは可能です。

## 2 募集概要について

Q 2-1 : 製造委託業者が埼玉県以外であっても対象企業になりますか。

A 2-1 : 自社企画商品であれば、対象企業になります。

Q 2-2 : 既にShopeeに出品していても埼玉県特設コーナーに応募できますか。

A 2-2 : 応募できます。

Q 2-3 : 「埼玉県特設コーナー」への出品期間中、Shopeeに自社ショップをオープンすることは可能ですか。

A 2-3 : 可能です。

Q 2-4 : 出品商品は何かしら埼玉県と関係がないと対象になりませんか。

A 2-4 : 製造委託業者が県外の場合であっても、県内中小企業等が自主企画した商品であれば出品可能です。

Q 2-5 : 「埼玉県特設コーナー」では禁制品以外は何でも出品できますか。

A 2-5 : 「郵送禁止物品」「シンガポールの禁制品」に抵触する場合のほか、特許権、意匠権、商標権などを侵害する場合、あるいはその恐れがある場合や、当公社または埼玉県特設コーナー運営委託業者が不適切と判断した商品は出品できないことがあります。その他、冷蔵・冷凍品の出品も不可です。

Q 2-6 : パッケージデザインやラベルは国内仕様と同じで大丈夫ですか。

A 2-6 : 国内仕様と同じで問題ありませんが、外国語表記をしていただくとより親切です。

Q 2-7 : 商品に現地語又は英語のラベル添付する必要がありますか。

A 2-7 : 必須ではありませんが、外国語表記（外国語による説明をシールに印刷して貼付等）をしていただくとより親切です。

Q 2-8 : 募集商品数は5商品以内でも応募できますか。

A 2-8 : 応募できます。

**Q 2-9 : 同じ商品の場合、色やサイズが異なる商品も1SKU (1商品) としてカウントしますか。**

A 2-9 : 同一商品の場合には、色やサイズが異なる場合であっても1商品としてカウントできます。ただし、発送商品数を1SKU (1商品) あたり5個までとなりますので、在庫として保管する商品を5個に収まるように選んでいただく必要があります。

**Q 2-10 : 5SKUを超えた分だけ自己負担して出品数を増やせますか。**

A 2-10 : 出品商品数は5SKU (5商品) 以内です。これを超える分は自社出店してください。

**Q 2-11 : 応募商品の変更はできますか。**

A 2-11 : 応募期間中であれば応募商品の変更はできます。ただし、応募期間を過ぎてからの変更はできません。

**Q 2-12 : 3SKUで申請し採択されましたが、Shopee掲載後に2SKU追加することは可能ですか。**

A 2-12 : 応募期間終了後の変更はできません。

**Q 2-13 : 倉庫保管中に賞味期限が短くなってしまった商品 (食品) の入れ替えはできますか。**

A 2-13 : 出品商品の入れ替えは可能ですが、その場合には、出品企業から埼玉県特設コーナー運営委託業者へ直接ご連絡をお願いします。出品商品の入れ替えのための配送費は出品企業の負担となります。

**Q 2-14 : 商品の在庫数は自社で把握できますか。**

A 2-14 : 毎月の在庫数を翌月初にご報告いたします。

**Q 2-15 : 応募書類に商品価格 (単価) の設定は必要ですか。**

A 2-15 : 応募の際は、商品価格 (単価) 設定は不要です。出品企業の確定後に商品価格 (単価) の設定をしていただきます。

**Q 2-16 : 在庫委託販売方式とは何ですか。**

A 2-16 : 出品する商品を事前に国内所定倉庫に納品いただき、商品が売れるたびに倉庫から直接消費者へ出荷する販売方式です。卸や代理店販売のように納品した段階で出品者の売上にはならず、商品が売れた月の翌月に売上が振り込まれます。

**Q 2-17 : 現地までの送料は誰が負担するのですか。**

A 2-17 : 国際配送料金は、消費者に負担していただきます。

**Q 2-18 : 発送は出品者が自ら発送するのですか。**

A 2-18 : 国内所定倉庫への発送は出品者が発送し配送費用もご負担ください。国内所定倉庫から消費者へは埼玉県特設コーナー運営委託業者側で発送対応を行います。インボイスの作成も運営委託業者が行います。

**Q 2-19 : 関税は掛かりますか？誰が負担するのですか。**

A 2-19 : 関税は現地消費者に負担していただきます。

**Q 2-20 : 輸送中の商品の破損や不達の場合、誰が補償するのですか。**

A 2-20 : 埼玉県特設コーナー運営委託企業委託企業による費用負担で補償します。

**Q 2-21 : 販売代金は日本円で受け取れますか。**

A 2-21 : 日本円で受け取れます。

**Q 2-22 : 販売代金はいつ受け取れますか。**

A 2-22 : 商品が売れた月の翌月末に受け取れます。

**Q 2-23 : シンガポールではどんな商品が人気ですか。**

A 2-23 : 日本製品に関しては日用品・生活雑貨などが人気ですが、思わぬ商品がヒットすることもあります。

**Q 2-24 : 英語を使えませんが、出品可能ですか。**

A 2-24 : 可能です。海外とのやりとりはありません。

**Q 2-25 : 購入者からクレームがあった場合は、公社で対応してもらえますか。**

A 2-25 : 埼玉県特設コーナー運営委託業者にて対応いたします。

**Q2-26：プロモーション支援とは何ですか。いつ頃、どのようなプロモーションを行うのですか。**

A2-26：出品商品について、インフルエンサーやFacebook、ツイッターなどSNSマーケティングの活用など、複数の広告を組み合わせ、現地消費者の販売促進を図ります。

プロモーション開始時期は令和3年1月上旬以降を予定しています。

### 3 出品決定後のスケジュールについて

**Q3-1：出品決定後のスケジュールを教えてください。**

A3-1：埼玉県特設コーナー運営委託業者との利用規約への同意と遵守のうえ、出品商品に関する詳細情報の入力及び、埼玉県特設コーナーに掲載する画像提供をお願いします。

出品企業を対象としたオンラインセミナーを実施する予定ですので、その中で、「Shopee」の紹介、レギュレーションやタイト商品価格（単価）設定の注意事項等出品に関する情報提供のポイントなどについてご説明します。

### 4 その他

**Q4-1：本Q&Aに記載されていない注意事項はありますか。**

A4-1：本Q&Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県産業振興公社 取引支援グループ

電話 048-647-4086 Email ; [sbsc@saitama-j.or.jp](mailto:sbsc@saitama-j.or.jp)